

大牟田市新型インフルエンザに関する業務継続計画の概要

業務継続計画の目的

新型インフルエンザ発生時において、感染拡大の防止及び市民生活や経済への影響を最小限に抑えることを念頭に、職場における感染防止対策を実施して職員の新型インフルエンザ感染を最小限に抑えるとともに、市の業務を効果的かつ効率的に継続すること。

業務継続計画策定の前提となる被害想定

罹患率は、全人口の25%。
一つの流行の波が約2か月続き、その後、流行の波が2~3回繰り返される。
本人の罹患や家族の看病等のため、職員が最大40%程度が欠勤することを想定。
経済活動が大幅に縮小する可能性がある。市民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、食料品・生活必需品等が不足するおそれがある。
(流行規模や被害の程度は、出現した新型インフルエンザの病原性や感染力等に左右されるため、予測は難しい。本計画は、上記の想定に基づき業務継続計画を策定するが、実際には、被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応していく。)

業務継続計画の対象とする業務

大牟田市事務分掌規則等に規定された平常時における通常の業務及び大牟田市健康危機管理マニュアル()において定めている、大牟田市健康危機管理対策本部の対応業務とする。

(大牟田市健康危機管理マニュアル...市民の生命を脅かす、感染症、食中毒、医薬品及び飲料水等による重大な健康被害に対し、迅速かつ的確にとるべき措置について定めたもの。)

業務継続計画の主な内容

実施体制の確立
継続業務及び中断・停止業務の検討
人員、物資及びサービスの確保
感染防止対策
業務継続計画の実施及び維持・管理

継続業務の検討、人員・物資・サービスの確保、感染防止対策

実施体制の確立

「大牟田市健康危機管理マニュアル」に基づき設置される健康危機管理対策本部にて決定する市民対応を踏まえ、市の業務を効果的かつ効率的に継続する必要があることから、同本部を市役所内における感染予防・事業継続に関する意思決定機関とする。対策本部の決定事項に基づき、予算措置、職員の勤務・健康管理、市民・マスクミ対応、庁舎管理、防災及び感染症対策の各担当課が、それぞれ担当する業務に関する処理を行う。

継続業務及び中断・停止業務の検討

新型インフルエンザ発生時における通常業務の対応は、「継続する業務」と「停止する業務」の2つに大別する。

継続する業務

優先して継続する業務...市民の生命や健康を守るための業務及び市民生活に不可欠な業務は、
業務要領を変更して...業務を停止した場合、市民活動や経済活動に多大な影響を与えるもの
継続する業務...は、事務要領の変更・業務の縮小等の措置を行いながら継続する。

停止する業務

中止・中断する業務...多くの人を集めて行う市主催のイベント等は必要に応じ、感染拡大の可能性がなくなるまで中止・中断する。
施設の運営を停止する業務...所管省庁の通達等を踏まえ、市が運営する施設等は、感染拡大の可能性がなくなるまでの間、施設の運営を停止する。

人員、物資及びサービスの確保

人員確保計画の作成

- 各課 ・最大 40%の職員が 2~3 週間にわたり欠勤することを前提とした計画とする
- ・就学児童を持つ職員数の把握など、欠勤の可能性がある職員数を事前に検討
 - ・代替要員の確保対策は課で行うが、対応が困難な場合は部内や部局間での対応を行う
 - ・資格取得者・免許所持者・業務経験者の事前把握

対策本部及び人事課 公共交通機関の機能低下に伴う通勤方法の検討

職場における必要物品の備蓄 各課

調達困難が予想される物品を把握し、約 2 ヶ月程度の間を使用する量を原則として備蓄する。

物品供給業者の確保対策 各課

業務継続に不可欠な資器材や燃料等の物品と、物品供給業者を抽出し、継続要請等の対応を行う。

委託業者に対する業務継続の要請 各課

本市の業務継続に必要不可欠な委託業者に関して、必要な事前の対策を行う。

指揮命令系統に関する対策 各課

継続業務に携わる管理職等については、感染リスクを極力抑えるような対策を講じるとともに、当該管理職等が罹患した場合を想定し、対応策を検討する。

(例：代決者に対する事前の研修、管理職等と代決者の情報共有の方法)

感染防止対策

事前の対策

- ・職員自身で行う対策
対人距離の保持、手洗い、咳エチケット、通常のインフルエンザワクチン接種、家庭で必要とする物品の備蓄等
- ・職場で行う対策
感染リスクの評価、個人防護具の準備
発生時（国内発生後）の対策
- ・職員自身で行う対策
対人距離の保持、検温の励行、不要不急の外出の抑制
- ・職場で行う対策
十分な湿度と室温の保持、職場の清掃・消毒（清潔な環境の維持）、清掃等における消毒剤の使用、個人防護具の着用、会議・出張等の原則中止

業務継続計画の実施と維持・管理

業務継続計画の実施

【発動の時期等】

政府が第二段階（国内発生早期）を宣言した時点で、対策本部は、市内の感染状況並びに各所属の休務状況を把握した上で各任命権者に業務縮小等の指示を出す。所属長は業務縮小等の内容について検討し、実施。人員、物資等の確保及び委託業者等との調整の時期についても、対策本部より通知する。

【発生段階別の対応】 実際の被害の状況や事態の進行に応じて柔軟に対応する

前段階（未発生期）から第一段階（海外発生期）まで

- ・事前検討（業務停止時に行うべき業務及び職員の対応・業務停止及び再開時期・通勤方法変更・他の業務への応援準備等）
- ・業務継続のための業務要領の変更の検討（感染防止策を含む）、人員・物品の確保、委託業者に対する業務継続の要請
- ・業務停止時における契約業務等の対応の事前検討
- ・感染予防対策の徹底
- ・事前の訓練と研修の実施
- ・市民等への市役所の業務対応に関する事前広報と協力要請

第二段階（国内発生早期）から第三段階（感染拡大期、まん延期、回復期）まで

- ・健康危機対策本部業務の実施
- ・業務の停止及び契約業務の停止時における対応
- ・人員確保計画（対策）の実施
- ・業務継続のための業務要領の変更、職員の応援勤務等及び通勤方法変更等の対策
- ・職員への情報提供や健康相談等の実施
- ・市民に対する業務継続及び停止業務の周知と協力要請

第四段階（小康期）

- ・停止した業務の再開
- ・感染の第2波・第3波に対する備え
- ・危機管理の検証

業務継続計画の維持・管理

関係機関との調整

業務継続計画策定後、業務遂行上関係のある国の府省、地方自治体その他の関係機関との連携を確保する観点から、必要がある場合には、積極的に調整を行う。

公表・周知

策定した業務継続計画について、外部の関係者に関わる部分を含む概要を公表し、必要に応じて説明を行う。

訓練と研修の実施

- ・新型インフルエンザ対策に関する研修を行う。また、それぞれの業務に応じた机上訓練等を行う。
- ・新型インフルエンザに関する正しい知識を周知徹底し、感染予防対策を行う。

点検・改善

- ・人事異動や連絡先、物資やサービスの調達先等の情報更新の状況、教育・訓練の状況等について、定期的に各部署の取組状況を確認し、必要に応じ改善を求める。
- ・新型インフルエンザに対する新しい知見が得られた場合、国の行動計画等の変更が行われた場合及び訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、業務継続計画の修正を行う。